

# 第10次鳥獣保護事業計画の概要

## 1 計画策定の目的

- 鳥獣保護事業計画は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(鳥獣保護法)に基づき、国が定める「鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針」に即して、県が、鳥獣の保護管理に関する事業を計画的に実施するために策定しました。

### 【鳥獣保護法(参考)】

第3条第1項 環境大臣は、鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針を定めるものとする。

第4条第1項 都道府県知事は、基本指針に即して、当該都道府県知事が行う鳥獣保護事業の実施に関する計画を定めるものとする。

## 2 計画の概要

### 第一 計画期間 (P1)

平成20年4月1日から平成24年3月31日

### 第二 鳥獣保護区、特別保護地区および休猟区に関する事項

#### 1 鳥獣保護区の指定 (P1~P6)

鳥獣の保護を図るために必要と認められる区域については、鳥獣保護区の新規指定や期間更新を行う。

第9次計画終了時	第10次計画終了時	増減
45カ所	47カ所	+2カ所
30,681ha	32,785ha	+2,104ha

#### 新規指定鳥獣保護区

平成21年度 姥ヶ岳鳥獣保護区(大野市)

平成22年度 小原鳥獣保護区(勝山市)

## 変更する鳥獣保護区

### 期間更新および指定区分を変更する鳥獣保護区

以下の森林鳥獣生息地の保護区を身近な鳥獣保護区へ変更

- ・ 平成 21 年度 東尋坊鳥獣保護区（坂井市）
- ・ 平成 23 年度 織田鳥獣保護区（越前町）

### 期間更新する鳥獣保護区

- ・ 平成 20 年度 第 2 敦賀半島鳥獣保護区（美浜町）
- ・ 平成 21 年度 九頭竜川ダム鳥獣保護区（大野市）
- ・ 平成 23 年度 刈安鳥獣保護区（あわら市）  
平泉寺鳥獣保護区（勝山市）

### 区域縮小する鳥獣保護区

- ・ 平成 20 年度 春日野鳥獣保護区（越前市）

## 2 特別保護地区の指定（P7～P8）

鳥獣保護区の区域内において、特に鳥獣の生息環境の保全を必要とする場所について指定する。

第 10 次鳥獣保護事業計画においては、第 9 次鳥獣保護事業計画終了時まで指定した 14 カ所、1,319 ha の特別保護地区を維持する。

## 3 休猟区の指定（P8～P9）

狩猟鳥獣の数が減少している場合において、狩猟鳥獣の生息数の回復を図る必要がある区域を新規指定する。

- 平成 20 年度 九頭竜川大野下流休猟区（大野市）
- 平成 21 年度 入谷休猟区（大野市）
- 平成 22 年度 八田休猟区（越前町）
- 平成 23 年度 九頭竜川大野上流休猟区（大野市）  
真名川富田休猟区（大野市）

## 4 鳥獣保護区の整備等（P9～P11）

区域の境界線が明らかになるように制札の設置を行うとともに、鳥獣の生息状況の把握、違法捕獲の取締り等のための調査、巡視を実施する。

## **第三 鳥獣の放鳥獣に関する事項**（P11）

狩猟鳥獣の保護増殖を図るため、キジの生息適地に 120 日齢のキジを 480 羽放鳥する。

## 第四 鳥獣の捕獲等および卵の採取等の許可に関する事項

- 1 鳥獣の捕獲等または鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定 (P12～P17)  
鳥獣の捕獲または鳥類の採取等についての基本的な考え方を示す。
- 2 学術研究を目的とする場合の許可基準 (P17～P19)  
主たる目的が、理学、農学、医学、薬学等に関する学術研究である場合に許可するものとする。
- 3 鳥獣による生活環境、農林水産業または生態系に係る被害の防止を目的とする場合  
(P19～P34)  
有害鳥獣捕獲は、被害が生じているか、またはそのおそれのある場合に、その防止および軽減を図るために実施する。原則として、被害防除対策によっても被害を防止することができないと認められる場合に、許可する。  
また、効率的な有害鳥獣捕獲の実施のため、1許可当りの許可基準を緩和する。

		第9次計画	第10次計画
許可期間	獣類	2か月	3か月
	鳥類	1か月	2か月
許可頭数	イノシシ	20頭	30頭
	ニホンジカ	10頭	15頭
	カラス類	100羽	200羽

- 4 特定鳥獣保護管理計画に基づく数の調整を目的とする場合 (P34～P35)  
特定鳥獣保護管理計画の達成を図るため適切かつ合理的な頭(羽)数を捕獲する。
- 5 その他の特別な事由の場合 (P35～P40)  
傷病鳥獣救護や愛がんのための飼養を目的とした捕獲許可基準を定める。

## 第五 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域に関する事項

### 1 特定猟具使用禁止区域の指定 (P40～P42)

銃猟やわな猟に伴う危険の予防のために必要な区域については、毎年関係者の意見を聞きながら、特定猟具使用禁止区域の新規指定および再指定を行う。

新規指定

毎年、市町や地域住民および狩猟者の意見を聞きながら、必要と認められる区域について新規指定を行う。

再指定

- 平成20年度 片粕特定猟具使用禁止区域(銃)(福井市)  
浅水川特定猟具使用禁止区域(銃)(越前市)
- 平成21年度 杉津特定猟具使用禁止区域(銃)(敦賀市)  
和田川特定猟具使用禁止区域(銃)(越前町)
- 平成22年度 森田新保特定猟具使用禁止区域(銃)(福井市)
- 平成23年度 波寄特定猟具使用禁止区域(銃)(坂井市)  
片川特定猟具使用禁止区域(銃)(福井市)  
杉本特定猟具使用禁止区域(銃)(鯖江市)

### 2 特定猟具使用制限区域の指定 (P42)

休猟区解除後の区域について、狩猟者の集中的な入猟が予想される場合は、必要に応じ当該区域を特定猟具使用制限区域に指定することを検討する。

## 第六 特定鳥獣保護管理計画の作成に関する事項 (P42～P44)

嶺南地方を中心に個体数の著しい増加や分布域の拡大により顕著な農林業被害や自然生態系のかく乱を起こしているニホンジカと、林業被害や大量出沒による人身被害を起こしているツキノワグマについて特定鳥獣保護管理計画を策定する。

	第9次計画	第10次計画
ニホンジカ	平成16年度【新規策定】 農林業被害や生態系被害の軽減を目的に策定	平成20年度【改定】 計画の進捗状況、生息状況、被害状況に応じて計画を改定
ツキノワグマ		平成21年度【新規策定】 林業被害や大量出沒による人身被害の防止を目的に策定

## **第七 鳥獣の生息状況の調査に関する事項**

### **1 基本方針 (P44)**

県内に生息する鳥獣の種類、分布状況、生息数の推移等を把握するため、各種調査を実施し、データの収集・蓄積を行う。また、収集された情報については、県民に幅広く情報提供を行う。

### **2 鳥獣保護対策調査 (P45～P47)**

#### 方針

鳥獣保護対策の一環として、ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査やカワウの生息地調査等により生息動向の把握に努める。

- ・ 鳥獣生息分布調査

中部近畿カワウ広域協議会で策定されるカワウ広域保護管理指針の基礎資料とするため調査を実施する。また、あわせてサギ類の大規模営巣地についても調査を実施する。

- ・ ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査

毎年1月中旬に実施する全国的な一斉調査を基本として実施する。

- ・ 渡り鳥保全調査

既指定および指定予定地である鳥獣保護区等での渡り鳥の生息状況を把握し保全対策に資するため実施する。

- ・ 鳥獣保護区等の指定、管理等のための調査を実施

既指定および指定予定地である鳥獣保護区等での自然環境の変化、鳥獣の生息状況、農林業被害の状況等の調査を鳥獣保護員の協力を得て実施する。

### **3 狩猟対策調査 (P47～P48)**

#### 方針

狩猟鳥獣の保護繁殖と狩猟の適正の基礎資料とするため調査を行う。

- ・ 狩猟鳥獣生息調査

特定鳥獣保護管理計画の対象となるニホンジカ、ツキノワグマについて狩猟者の出猟カレンダーによる目撃・捕獲調査を実施する。

- ・ 放鳥効果測定調査

キジの放鳥前後の調査で確認された個体数から、当該地域での生存状況、定着割合を明らかにし、放鳥事業の効果測定を実施する。

### **4 有害鳥獣対策調査 (P48)**

#### 方針

有害鳥獣捕獲等についての情報を収集し、より効果的な被害防除対策の確立に役立てるものとする。

## **第八 鳥獣保護事業の啓発に関する事項**

### **1 鳥獣保護思想の普及 (P49～P50)**

愛鳥ポスターの募集やホームページ等により広報活動を展開するとともに、自然保護センター等において鳥類を対象とした観察会を実施し、県民の鳥獣保護への関心を高めるように努める。

### **2 野鳥の森等の整備 (P50)**

探鳥会の開催等により県民が鳥獣を観察できるよう、観察設備の整備に努める。

### **3 愛鳥モデル校等小中学生を対象とした普及啓発 (P50～P51)**

県内の鳥獣保護区や重要里地里山30地区の区域内にある小中学生を中心に鳥獣保護思想等の高揚を目的とした普及啓発を実施する。

### **4 安易な餌付けの防止 (P51～P52)**

鳥獣への安易な餌付けが、人身被害、農作物被害等への誘引となり、生態系や鳥獣保護管理への影響が生じるおそれがあることから、その防止について普及啓発に取り組む。

### **5 法令の普及徹底 (P52～P53)**

鳥獣の捕獲等の規制制度や鳥獣飼養登録制度など特に県民に関係ある事項について、制度の周知徹底を図る。

## **第九 鳥獣保護事業の実施体制の整備に関する事項**

### **1 鳥獣行政担当職員 (P53～P54)**

自然保護課、各農林総合事務所、嶺南振興局、自然保護センター、海浜自然センターに鳥獣行政担当職員を配置する。また、鳥獣行政担当職員の専門的知識・技能の向上を図る。

### **2 鳥獣保護員 (P54～P56)**

鳥獣保護管理に関する助言・指導および鳥獣保護区等を活用した環境教育を推進するため、鳥獣保護管理または狩猟制度についての知識、技術および経験を有し、鳥獣保護への熱意を有する者を任命するとともに、全員に所要の知識等を習得させるため研修会を開催する。

### 3 保護管理の担い手の育成 (P56～P57)

保護管理の重要な担い手である狩猟者を育成・確保するため、狩猟の意義と魅力を広く県民に伝えるとともに、狩猟免許試験や更新講習会の利便性の向上を図るなどの対策を実施する。

### 4 鳥獣保護センター等の設置 (P57)

自然保護センターにおいて、鳥獣保護を含む自然保護思想の多くの県民への普及啓発を実施する。

### 5 取締り (P58～P59)

狩猟等の取締りについて、警察当局と協力して計画を立て実施する。

### 6 必要な財源の確保 (P59)

狩猟税の趣旨を踏まえ、鳥獣の保護および狩猟に関する行政の実施に対し効果的な支出を図る。

## 第十 その他鳥獣保護事業の実施のため必要な事項

### 1 鳥獣保護事業を巡る現状と課題 (P59～P60)

人と鳥獣との適切な関係を構築し、生物の多様性を維持していくことが重要である。

鳥獣による農林水産業被害等の深刻化を背景に、鳥獣保護区の指定箇所数が横ばいの傾向にある。

ニホンジカやツキノワグマ等、特に必要のある鳥獣については、特定鳥獣保護管理計画を策定し適切な目標設定の下で関係主体が連携を行い、個体数管理、生息環境管理および被害防除対策の実施を図ることが必要である。

鳥獣保護員の新たな役割として、鳥獣保護管理の助言・指導や鳥獣に関する環境活動の教育への活動の充実が期待されており、専門性の確保が必要である。

狩猟者については、高齢化に伴い将来的に減少することが危惧されており、鳥獣保護管理に関する専門性の向上を図りつつ、その確保を図ることが必要である。

### 2 鳥獣の区分と保護管理の考え方 (P60～P61)

希少鳥獣、狩猟鳥獣、外来鳥獣、一般鳥獣の区分に応じ、適切な保護管理を実施する。

### 3 狩猟の適正管理 (P61～P62)

地域の実情に応じた狩猟の規制等を、必要に応じてきめ細やかに実施する。

### 4 指定猟法禁止区域 (P62)

鳥獣の保護に重大な支障を及ぼすおそれがある猟法を定め、当該猟法による捕獲禁止区域を指定する。

特に、鉛製散弾銃弾による鳥獣の鉛中毒が生じている、あるいは生じるおそれのある区域については、必要に応じて指定猟法禁止区域の指定を進めるものとする。

### 5 鳥類の飼養の適正化 (P62～P63)

違法飼養が依然として見受けられることから、個体管理のための足環の装着等適正な管理が行われるように努める。

### 6 販売禁止鳥獣 (P63)

法令で販売に規制があるヤマドリについては、適法な目的以外での販売を許可しないものとする。

### 7 傷病鳥獣救護の基本的な対応 (P63～P65)

自然保護センターを中心として、市町、獣医師会、動物園、自然保護団体等と連携しながら、救護活動に対するネットワーク体制を整備し、傷病鳥獣の収容、治療、リハビリテーションおよび野生復帰に努める。

### 8 人獣共通感染症への対応 (P66)

高病原性鳥インフルエンザ等の人獣共通感染症が発生した場合に備えて、国、県および市町、関係機関が連携して適切な対応を図る。